

地方自治法の一部を改正する法律等の施行について（抄）

（自治行第61号昭和61. 5. 30、各都道府県知事、各指定都市市長あて自治事務次官通知）

地方自治法の一部を改正する法律（昭和61年法律第75号）、地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第186号）及び地方自治法施行規則の一部を改する省令（昭和61年自治省令第12号）がそれぞれ昭和61年5月30日公布され、同日から施行された。

今回の改正は、最近における社会的要請に応じ、公有地の一層の有効活用を図るため、公有地に土地信託制度を導入するものである。

貴職におかれでは、今回改正の趣旨にのっとり、下記事項に御留意の上、その施行に遺憾ないよう配慮するとともに、管下市区町村に対しても、改正の趣旨が十分徹底するようよろしく御指導願いたい。

記

第一 公有地の信託の設定に関する事項

一 公有地の信託対象及び要件に関する事項

(一) 普通地方公共団体は、普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）を対象とし、当該普通地方公共団体を受益者とする場合に限り、議会の議決によって信託ができるものとしたこと（地方自治法（以下「法」という。）第96条第1項第7号、第237条第3項、第238条の5第2項）。

また、地方公営企業については、議決は要しないが、その適正な見積価格が政令で定める基準に従い条例で定める金額以上の普通財産である土地の信託については、予算において定める必要があるものとしたこと（地方公営企業法第33条第2項、第40条第1項、地方公営企業法施行令第26条の3、同施行令別表（第26条の3関係））。

（以下略）

（二）～（三） 略

（四） 公有地信託を議会の議決に対する際の議案内容としては、公有地信託に関する基本的事項をあげることとすること。例えば、①信託の目的、②信託される土地の概要。③信託の受託者の氏名及び住所、④信託期間、⑤信託報酬及び信託配当に関する事項等が考えられること。

（以下略）

二 信託契約に関する事項

（略）

第二 信託の受託者に対する普通地方公共団体の関与に関する事項

一 （略）

二 信託の事業の計画及び実績に関する書類の議会への提出に関する事項

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体が受益権を有する不動産の信託につい

(昭和61年改正)

て、信託契約に定める計算期ごとの事業の計画及び実績に関する書類を作成し、次の議会に提出することとしたこと（法第243条の3第3項、令第173条第2項）。

三 （略）

第三 不動産の信託の受益権に関する事項

一 （略）

二 不動産の信託の受益権の取得又は処分の要件に関する事項

不動産の信託の受益権の取得又は処分を行なう場合、その予定価格が、政令で定める基準に従い、条例で定める金額以上のときは、議会の議決を要することとしたこと（法第96条第1項第8号、令別表第2（第121条の2関係））。

また、地方公営企業においては、議会の議決は要しないが、その予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が政令で定める基準に従い条例で定める金額以上のときは、予算で定めることとしたこと（地方公営企業法第33条第2項、地方公営企業法施行令第26条の3、同施行令別表（第26条の3関係））。